

柏市社会的養護自立支援拠点事業業務委託  
仕様書

1 件名

柏市社会的養護自立支援拠点事業業務委託

2 業務の目的

本業務は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第16項に規定する「社会的養護自立支援拠点事業」として取り組むものである。「社会的養護自立支援拠点事業等の実施について（令和6年3月30日付けこ支家第183号こども家庭庁支援局長通知。以下「国通知」という。）」及び「社会的養護経験者等への支援に関するガイドライン」（令和6年3月30日付けこ支家第186号こども家庭庁支援局長通知。以下「国ガイドライン」という。）に基づき、児童養護施設等の措置が解除された者等や虐待経験がありながらも公的な支援につながらなかった者等（以下「社会的養護経験者等」という。）に対して交流の場の提供、情報提供、相談及び助言、関係機関との連絡調整等の支援を行うことにより、将来の自立に結びつけることを目的とする。

3 委託期間

令和8年11月1日から令和11年3月31日まで

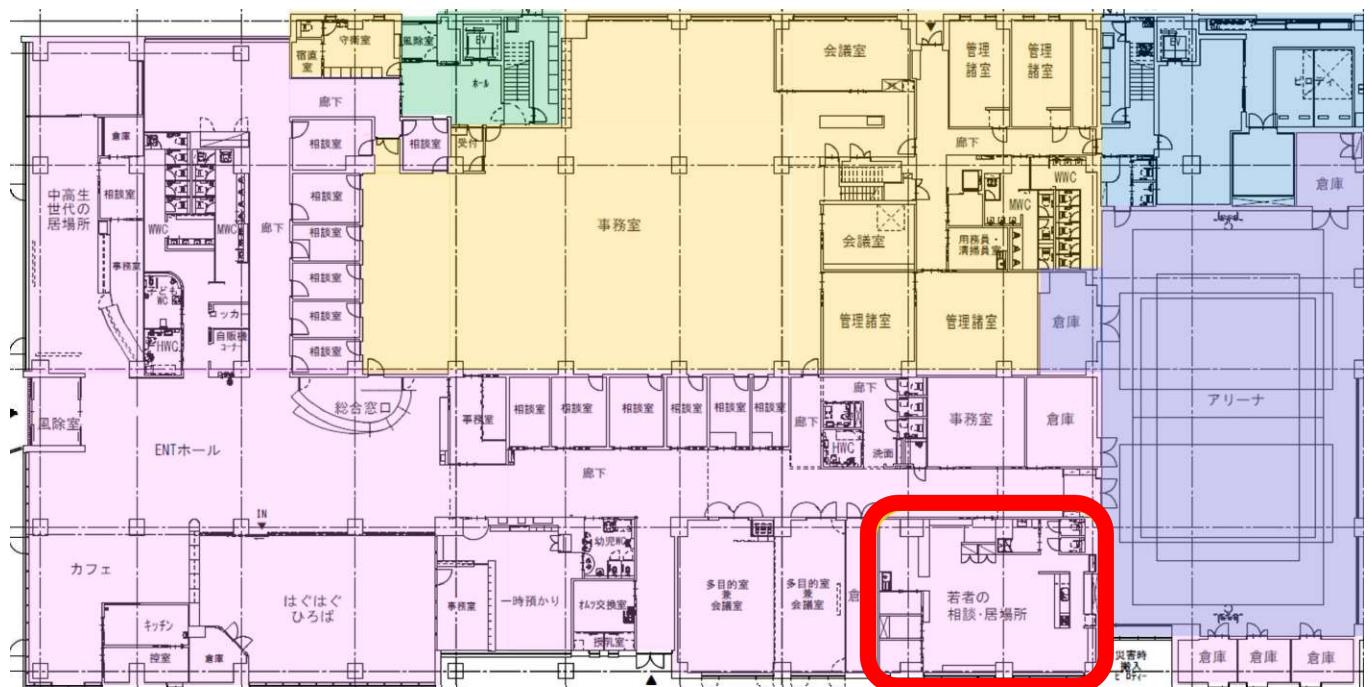
4 履行場所

柏市及び児童養護施設等で市が指定する場所

## 5 受託者の執務場所

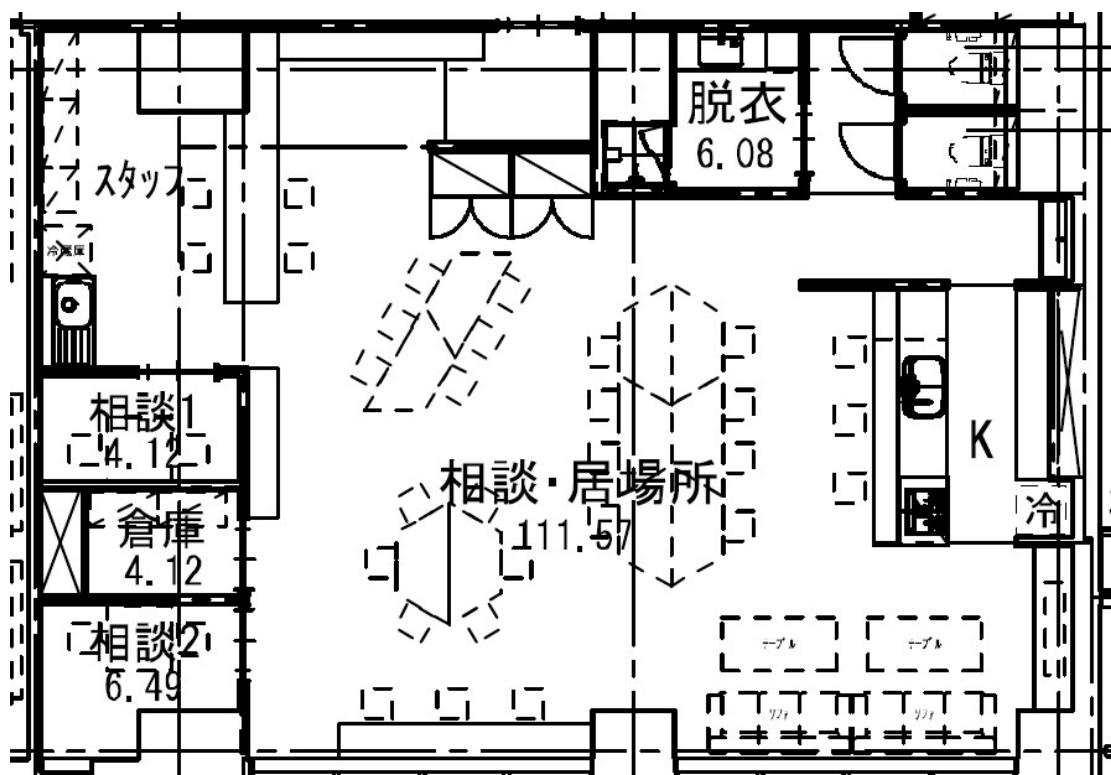
(仮称) 柏市こども・若者相談センター所定諸室内

【センター1階平面図】



【諸室内平面図】

諸室の家具の購入及び配置は事業者が行うこと。家具の購入等に係る経費はすべて委託料に含むものとし、受託者が負担する。（図中の点線の家具等は配置イメージであり、実際の配置は市と協議の上決定するものとする。）



## 6 契約方法

総価契約とする。

## 7 検査及び支払方法

- (1) 令和8年度は、11業務内容（1）開設準備等事業が完了した時点で履行検査を行い、履行完了検査後、適法な請求書に基づき30日以内に委託料を支払う。残りの額については、年度末に履行検査を行い、履行検査完了後、適法な請求書に基づき30日以内に委託料を支払う。
- (2) 令和9年度からの支払いは四半期毎とし、四半期毎の履行検査完了後、適法な請求書に基づき30日以内に委託料を支払う。

## 8 支援対象者

柏市が措置等をしたまたは柏市に在住する、次のいずれかに該当する者。その他、柏市長が支援を行うことが必要と判断した者とする。対象年齢は原則として40歳未満とする。

なお、一時保護児童の解除時から家庭復帰や施設入所等に関わらず本事業につながるように対応すること。

- (1) 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親への委託を解除された者
- (2) 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設への措置を解除された者
- (3) 母子生活支援施設における保護を受けていた者
- (4) 児童自立生活援助の実施を解除された者
- (5) 法第33条第1項又は第2項の規定により一時保護が行われていた者
- (6) 法第26条第1項第2号又は第27条第1項第2号に規定される指導が行われていた者
- (7) 虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかつた者等であって、社会的養護自立支援拠点事業所において支援が必要と認める者

## 9 想定支援対象者数（参考値）

- (1) 令和8年1月時点で柏児童相談所（柏市区域分）が措置している15歳以上の者 約40名
- (2) 令和6年度に柏児童相談所（柏市区域分）が保護した15歳以上の者 約10名

## 10 事業所運営の実施体制

### (1) 人員体制

下記の職員を配置することとし、その他必要な職員及び人員を配置すること。

ア 支援コーディネーター：1名（常勤職員）

支援全体を統括すると共に、業務内容のうち11(2)アの継続支援計画の作成に係る業務を担当することとし、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。

(ア) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者

(イ) 児童福祉事業又は社会福祉事業に5年以上従事した者

(ウ) 被虐待児童等への自立支援に対する理解があり、市が適當と認めた者

イ 生活相談支援員：2名

支援対象者への相談対応を主な業務とし、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。

(ア) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条に定める児童指導員の資格を有する者

(イ) 自立支援に対する理解があり、市が適當と認めた者

ウ 就労相談支援員：1名

適切な相談・助言や情報の提供等により就労相談その他必要な支援を行う者であって、市が適當と認めた者

### (2) 事業所及び設備

ア 本事業の拠点となる事業所を「（仮称）柏市こども・若者相談センター」内の所定諸室内に設置することとする。なお、諸室内では事業所のほか、居場所支援を行うこととする。光熱水費は市が負担する。その他の備品等の経費は

すべて委託料に含むものとし、受託者が負担し準備する。

イ 事業所内には主に以下の機能を設けるものとする。

(ア) ダイニング（食事提供の場）

(イ) リビング（くつろぎや交流の場）

(ウ) 相談室（プライバシーに配慮した相談対応の場）

(エ) 学習等スペース（落ち着いて学習等に取り組む空間）

(オ) 交流等スペース（利用者の交流や事業に取り組む場）

(カ) 多様な居場所（様々な利用者の居場所となる空間）

(3) 事業所・居場所の開設日等

ア 原則として、事業所は、週5日以上、1日5時間以上開設し、職員を事業所に必要人員配置すること。

その際、市との調整や一時保護を解除する児童との面接に応じること。また、支援対象者等からの電話や来所による相談等にも対応すること。

イ 居場所支援の実施にあたっては、週3日以上、1日5時間以上開設すること。

ウ ア及びイの開設の具体的な曜日、時間等については、

「（仮称）柏市こども・若者相談センター」の開設時間帯内（9時～20時30分（予定））において、就労や就学している支援対象者の利用を踏まえ、市と協議により定めるものとする。なお、変更等が生じる場合は市と協議を行うこと。また、イの実施時間はアと重複することを妨げない。

エ 開設日時以外を含めて、支援対象者が気軽に相談できるよう電話・メール等による連絡先を設定し、周知を図ること。周知方法、周知の範囲等については、市と協議により定める。

## 1 1 業務内容

業務実施にあたっては、国通知、国ガイドライン及び本仕様書に基づき実施すること。

(1) 開設準備等事業

ア 目的

柏市が社会的養護自立支援拠点事業を令和8年度中に開始するにあたり、人材育成や機能整備等の準備を目的として実施する。

#### イ 事業内容

##### (ア) 支援コーディネーター

本業務における責任者として事業所内の機能の整備や業務全体の把握・管理するとともに、柏市職員（柏児童相談所柏末広支所派遣者含む）と協議調整の上、（2）運営業務に記載のア～クの業務実施の方法等を検討する。

##### (イ) 生活相談支援員

支援対象者への相談対応等の企画・準備を行う。

##### (ウ) 就労相談支援員

研修等の企画調整及び資料準備、講師検討等を行う。

##### (エ) 上記のほか、準備作業の詳細については、発注者と協議の上決定する。

#### ウ 開所時期等

具体的なスケジュールは令和8年度中に確定の上、事業者に共有する。なお、事業所内への備品搬入は、原則令和8年12月以降1月中を目途に実施することとし、搬入日時はあらかじめ市と調整のうえ決定する。

#### (2) 運営業務

##### ア 継続支援計画の作成

##### (ア) 法第27条第1項第3号に基づく措置又は法第33条の6第1項の規定に基づく児童自立生活援助の実施の解除後の支援対象者の支援目標や支援内容等を記載した継続支援計画を作成すること。

##### (イ) 継続支援計画の作成にあたっては、支援対象者本人や児童相談所、里親、里親養育包括支援機関（フォースターリング機関）、児童養護施設等（以下「施設等」という。）、支援対象者の支援に携わってきた機関等と十分連携し、これらの者の意見を踏まえること。なお、計画作成の要否については、支援対象者及び市と事前に協議して決めること。

(ウ) 継続支援計画には、支援対象者の心身の状況や生活状況、保護者等の家族、親族の状況等の家庭環境、学校若しくは就労先の環境など必要な情報を収集しアセスメントを行い、社会的自立に向けて、支援上の課題、課題解決のための支援目標、目標達成のための具体的な支援内容・方法等を定め、退所後の生活等を考慮した計画を作成すること。また、継続支援計画は、施設等において作成された自立支援計画を考慮して作成すること。

(イ) 継続支援計画に基づく支援内容について、支援対象者の生活状況の変化など必要に応じて計画の見直しを行うこと。

#### イ　自立に向けた生活及び進路支援

(ア) 退所または一時保護解除を控えた支援対象者に対しては、施設等または一時保護所と連携し、入所中から関係性の構築及び継続的な支援に取り組むこと。

一時保護解除時には児童相談所職員との調整のもと、支援対象者と面接を行うなど関係性の構築に努めること。

(イ) 家庭や自立に向けた生活に関する不安や悩み等について相談に応じること。

(ウ) 進路や求職活動等に関する問題について相談に応じ、必要に応じて専門機関の活用や面接への同行等の支援を行うこと。

(エ) その他、地域生活を営む上で必要な支援を行うこと。

#### ウ　メンタルヘルス及び健康の支援

(ア) 居住、家庭、交友関係、将来への不安等、生活上の問題について相談に応じ、必要に応じて市や関係機関と連携した支援を行うこと。

(イ) メンタルヘルス及び健康等に関する問題について相談に応じ、必要に応じて専門機関の活用、医療機関及び各支援機関への同行等の支援を行うこと。

(ウ) 支援にあたっては支援対象者本人の意見及び意向を尊重するとともに、支援ニーズを正しく把握するための相

談手法や関係づくりなどについて工夫すること。

## エ 居場所支援

- (ア) 「（仮称）柏市こども・若者相談センター」における本事業の拠点となる事業所内に支援対象者が気軽に利用できる各々の居場所となるほか、意見交換や情報交換、情報発信等を行うことのできる場を提供すること。また居場所支援を通じて、支援対象者の相談に応じるなど、支援ニーズを把握し、適切な支援につなぐよう努めるほか、居場所内では定期的な食事の提供、学習支援等、支援対象者が求める支援の提供に努めること。なお、支援の提供にかかる経費はすべて委託料に含むものとし、受託者が負担する。
- (イ) 支援対象者にとって安心して過ごすことができ、心身の安全が確保され、外部からのプライバシーに配慮された場となるよう努めるとともに、支援対象者同士や職員等のトラブルを防止するため、利用における順守事項をあらかじめ定めること。

## オ 当事者の参加・参画及び自助グループ活動への支援

事業実施にあたり、社会的養護経験者等の積極的な参加・参画及び育成、自助グループ活動への支援を図ること。

## カ 支援対象者への広報活動

- (ア) ホームページの開設やパンフレットの作成・配布、その他の有効な手段によって本事業について支援対象者への情報発信や広報活動を実施すること。
- (イ) 児童養護施設等と連携した上で、退所を控えた時点から、本事業について支援対象者に周知し、退所後、気軽に相談できる環境づくりを行うこと。

## キ 関係機関との連携

- (ア) 本事業にかかる相談支援活動にあたっては、施設等との連携を密にするとともに、他の関係機関とも適宜連携し効果的な支援を行うこと。個別ケースにかかる支援に

あたっては、必要に応じて支援会議の実施や、他機関の会議へも参加するなど、支援の質の確保に努めること。

- (イ) 市が必要と認めた会議等に参加するなど、市内の若者支援機関等と積極的に連携し、地域資源の活用を図るとともに、社会的養護や社会的養護経験者等に対する支援の必要性に関する普及・啓発等に取り組むこと。
- (ウ) 市内で実施している他の居場所支援事業や支援団体との連携を図ること。

ク その他、本事業の目的を達成するために必要な支援

柏市が措置等を行った支援対象者については、情報発信や居場所の利用、相談支援の実績や退所後の状況等を可能な限り把握、管理し、市と調整を図りながら事業のブラッシュアップに努めること。

ケ 市への報告等

- (ア) 毎月の事業実施状況について、事業実施報告書を作成し提出すること。
- (イ) 年度終了後、事業実績報告書を作成し提出すること。
- (ウ) 本事業に係る活動記録・支援記録等を作成し、適切に保管するとともに、市が必要と認めたときはこれを提出すること。
- (エ) 事業実施報告書、事業実績報告書の様式等については市と事前に協議の上、決定すること。
- (オ) 今後、市が行う本事業の評価・検証の取組にも積極的に協力すること。

## 1 2 業務計画書及び効果検証、報告書の提出、定例会の開催

### (1) 業務計画書及び効果検証

令和8年10月31日（土）までに、11業務内容の詳細を企画・立案し、その実施計画を市へ提出すること。なお、実施計画は本業務委託プロポーザル時の提案内容をもとに、市と協議して策定すること。

また、毎年度末に利用者の推移を確認し、委託業務の効果について検証を行うこと。その検証をもとに今後の課題や方針

等について、市と協議し、次年度以降の業務計画書に反映すること。

## (2) 報告書の提出及び定例会の開催

11業務内容の実施状況について、当月分の月次報告書を、翌月10日までに提出するとともに定例会を毎月1回行うこと。また、年度の業務報告書を指定の期日までに市へ提出すること。

## 13 業務の処理

- (1) 受託者は、11業務内容(2)運営業務を実施した際に、市児童相談所システム等に、対応記録等を入力すること。なお、入力方法・内容については市と協議すること。
- (2) 受託者は、各職員の当月の勤務日及び勤務時間(予定)について、市と共有すること。
- (3) 受託者は、市が所有又は管理している情報機器を使用する場合は、委託業務の実施に必要な範囲において使用するものとし、市が定める情報セキュリティに関する諸規定を遵守すること。
- (4) 受託者は、支援コーディネーター、生活相談支援員、就労相談支援員が行った業務内容について、業務日誌等を作成し、適宜市と共有すること。また、市と業務に必要な打ち合わせを実施した場合には、必要に応じて打ち合わせ記録を作成し、提出すること。
- (5) 受託者は、緊急の場合等に、市と連絡が取れるよう、市に緊急連絡先を提供すること。

## 14 留意事項

- (1) 事業所の利用に関して、支援対象者から利用料や負担金等を徴収しないこと。
- (2) 事業者は、運営方針、職員の職務内容、支援内容、金銭及び物品管理の方法、支援対象者の権利擁護に関する事項等、運営規程を定めること。また、居場所の提供に当たっては、利用者の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮

するとともに、事業所内外でのトラブルを防止するため、利用における「遵守事項」をあらかじめ定めること。また、食事提供においては食品衛生に係る関係法令を遵守すること。これら定めた事項は、柏市に報告、確認を得ること。

このほか、事業の実施にあたっては、国通知及び国ガイドラインの内容を十分に踏まえて実施すること。

- (3) 事業所の職員は、支援対象者の意向を尊重するとともに、支援対象者との信頼関係の構築にも努めること。また、事業所は、支援対象者の権利擁護及び虐待防止を図るため、職員に対する研修の実施や、苦情を受け付けるための窓口の設置等、必要な措置を講ずること。
- (4) 個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、柏市や関係者間での情報の共有に努めるとともに、法第34条の7の5第5項において、本事業に従事する者について守秘義務が課されていることを踏まえ、適切な対応を実施すること。第三者への情報の共有については、市と協議の上実施すること。
- (5) 関係機関で情報共有を行うことについて、支援対象者から支援開始時点等で同意を得ておくこと。  
ただし、同意を得られない場合においても、柏市との情報共有は行うこと。
- (6) 支援終了にあたっては、市と協議のうえ決定すること。また、関係機関により引き続き支援を行う場合には、必要に応じて支援対象者の状況等について、丁寧な情報提供を行うこと。支援終了とは、事業の積極的な個別案内等の終了を指すものとし、支援対象者から新たに利用希望があった場合においては、必要に応じて新たに支援計画の策定等に努めること。
- (7) 支援対象者が柏市外に転居する場合においても、転居先の関係機関とも連絡調整を行う等、転居先においても必要な支援が行われるよう努めること。
- (8) 事業者は、職員を各種研修会、セミナー等に積極的に参加させる等、職員の資質の向上に努めること。
- (9) 本仕様書にない事項の取扱い

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、柏市と受託者が協議の上、定めることとする。